

動薬協会発 170 号
令和 2 年 2 月 3 日

公益社団法人日本動物用医薬品協会
会員各位

公益社団法人日本動物用医薬品協会
理事長 福井 邦 顕
(公 印 省 略)

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正について

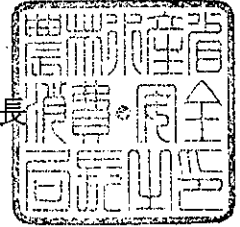
平素より協会事業にご理解とご支援を賜り、御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、別添のとおり消費・安全局長通知（元消安第 4377 号）がありましたので、お知らせします。

元消安第4377号
令和2年1月30日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会理事長 殿

農林水産省消費・安全局長



飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正について

このことについて、別紙1のとおり本日付けで公布されましたので御了知の上、本改正事項について、貴団体傘下の会員又は組合員に対する周知徹底方お願いいたします。

なお、本改正の概要については、別紙2を御参照ください。



○農林水産省令第四号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第三条第一項の規定に基づき、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年一月三十日

農林水産大臣 江藤 拓

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

<p>別表第1 (第1条関係)</p> <p>1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 飼料一般の製造の方法の基準</p> <p>ア～テ (略)</p> <p>ト <u>フイターゼ (その2の⑤) は、豚、鶏及びうずらを対象とする飼料 (飼料を製造するための原料又は材料を含む。) 以外の飼料に用いてはならない。</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 飼料一般の表示の基準</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 飼料 (飼料添加物を含むものに限る。) には、次に掲げる事項を表示しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(4) (1)のウに掲げる表、(1)のキの(1)、ケの(1)及びコの(1)、(2)のエからカまで、(2)のキに掲げる表並びに(2)のケ及びサからトまでに対象とする家畜等が定められている飼料にあつては、対象家畜等</p> <p>(4)～(4) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>別表第2 (第2条関係)</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準</p> <p>(1)～(137) (略)</p> <p>(138) フイターゼ</p> <p>フイターゼ (その1) (略)</p> <p>フイターゼ (その2の(1)) (略)</p> <p>フイターゼ (その2の(2)) (略)</p> <p>フイターゼ (その2の(3)) (略)</p> <p>フイターゼ (その2の(4)) (略)</p>	<p>別表第1 (第1条関係)</p> <p>1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 飼料一般の製造の方法の基準</p> <p>ア～テ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 飼料一般の表示の基準</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 飼料 (飼料添加物を含むものに限る。) には、次に掲げる事項を表示しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(4) (1)のウに掲げる表、(1)のキの(1)、ケの(1)及びコの(1)、(2)のエからカまで、(2)のキに掲げる表並びに(2)のケ及びサからトまでに対象とする家畜等が定められている飼料にあつては、対象家畜等</p> <p>(4)～(4) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>別表第2 (第2条関係)</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準</p> <p>(1)～(137) (略)</p> <p>(138) フイターゼ</p> <p>フイターゼ (その1) (略)</p> <p>フイターゼ (その2の(1)) (略)</p> <p>フイターゼ (その2の(2)) (略)</p> <p>フイターゼ (その2の(3)) (略)</p> <p>フイターゼ (その2の(4)) (略)</p>
--	--

酵素力単位 本品は、酵素力試験を行うとき、表示フイチン酸分解力単位の85～170%を含む。

酵素力試験 フイチン酸分解力試験法第2法により試験を行う。

試料溶液の調製 フイターゼ (その2の(1)) 製造用原体の試料溶液の調製を準用する。

(1) 保存の方法の基準
フイターゼ (その2の(5)) 製造用原体の保存の方法の基準を準用する。

(2) 表示の基準
フイターゼ (その2の(5)) 製造用原体の表示の基準を準用する。

ウ 製剤 (その2)

(1) 成分規格
本品は、フイターゼ (その2の(5)) 製造用原体に、賦形物質及びポリビニルアルコールの水溶液を混和して顆粒状にした後乾燥し、酸化ポリエチレンツックス、オレイン酸及び水酸化アルミニウムで被覆した顆粒、小片又は粒子である。

酵素力単位 本品は、酵素力試験を行うとき、表示フイチン酸分解力単位の85～170%を含む。

酵素力試験 フイチン酸分解力試験法第2法により試験を行う。

試料溶液の調製 フイターゼ (その2の(1)) 製造用原体の試料溶液の調製を準用する。

(1) 保存の方法の基準
フイターゼ (その2の(5)) 製造用原体の保存の方法の基準を準用する。

(2) 表示の基準
フイターゼ (その2の(5)) 製造用原体の表示の基準を準用する。

(139)～(158) (略)

(139)～(158) (略)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令について（概要）

1 現行制度の概要

飼料添加物は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「法」という。）第2条第3項の規定により、飼料に添加、混和、浸潤その他の方法によって用いられる物で、農林水産大臣が農業資材審議会の意見を聴いて指定するものとされており、具体的には、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定に基づき飼料添加物を定める件（昭和51年7月24日農林省告示第750号）において指定されている。

また、法第3条第1項の規定により、飼料添加物を含む飼料の使用等が原因となって有害畜産物が生産されること等を防止する見地から、農林水産大臣は農業資材審議会の意見を聴いて（同条第2項）飼料及び飼料添加物の成分規格等を定めることができることとされており、この成分規格等については、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号。以下「省令」という。）において定められている。

2 改正の趣旨

今般、農業資材審議会に意見を聴いたところ、以下のとおり改正することは適当であるとの答申を得たことから、省令の一部を改正することとする。

- ・ *Aspergillus niger* の遺伝子組換え体が産生するフィターゼ（以下「フィターゼ（その2の（5）」）という。）について、省令別表第1の1の（2）に豚、鶏及びうずらを対象とする飼料以外に用いてはならない旨及び省令別表第1の1の（5）にフィターゼ（その2の（5））を含む飼料は対象家畜等を表示しなければならない旨規定するとともに、省令別表第2の8に製造の方法等の基準及び成分の規格を設定する。

3 施行期日
公布の日

令和2年1月30日

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正の概要

1 改正の趣旨

- (1) 飼料添加物は、飼料安全法^{※1}第3条第1項に基づき、省令^{※2}において有害畜産物が生産されること等を防止する見地から、成分規格等が定められています。
- (2) 今般、フィターゼの規格・基準を改正するため、省令の一部を改正することになりました。

2 改正の概要

・フィターゼ（酵素）

省令において、*Aspergillus niger* の遺伝子組換え体が産生するフィターゼについて、豚、鶏及びうずらを対象と定め、本フィターゼを含む飼料は対象家畜等を表示しなければならないと規定するとともに、規格・基準を設定しました。

本剤に関する告示及び省令の改正は、令和2年1月30日から施行されます。

※1 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）

※2 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）

担当： 畜水産安全管理課

飼料安全基準班 飼料添加物担当

TEL：03-3502-8111（内線：4546）

